

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年5月10日 14時02分ごろ
発生場所	東京都江東区夢の島東方沖（荒川河口） 15号地南信号所から真方位015° 2.5海里付近 （概位 北緯35° 39.3′ 東経139° 50.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>エスビイエム</sup> SPM235は、南進中、浅所に座洲した。
事故調査の経過	令和元年6月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SPM235、5トン未満（長さ6.55m）
船舶番号、船舶所有者等	230-37413東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 32cm（東京）
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人を乗せ、クルージングの目的で、約17ノットの対地速力で荒川を下流に向かって南進中、‘夢の島東方沖の荒川河口部の浅所’（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁及びマリーナに本事故の発生を通報したのち、自力で離洲し、係留場所に戻った。</p> <p>船長は、マリーナのレンタルボートである本船を使用するに当たり、荒川での航行は初めてであったが、出航前にマリーナ担当者から荒川河口部に浅所が多数ある旨の指導を受け、浅所や注意箇所を記載した水路図を受け取っていた。</p>
分析	本船は、荒川河口付近を南進中、船長が、マリーナ担当者から同河口に浅所が多数ある旨の指導を受けていたものの、本件浅所の存在に気付かず航行したことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、荒川河口付近を南進中、船長が、マリーナ担当者から同河口に浅所が多数ある旨の指導を受けていたものの、本件浅所の存在に気付かず航行したため、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レンタルボートの利用者は、マリーナ等の注意情報に従って航行</li> </ul>

	すること。
--	-------